

世田谷区公報

目次

規 則

- 世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例施行規則の一部を改正する規則(7)……………2
- 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(8)……………2
- 世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(9)……………2
- 世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(10)……………2
- 訓 令 甲**
- 職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正(3)……………2
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正(4)……………2
- 告 示**
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(96)……………2
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(97)……………2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(98)……………2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(99)……………2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(100)……………3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(101)……………3
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示(102)……………3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(103)……………3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(104)……………3
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(105)……………3
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(106)……………3
- 令和2年第1回世田谷区議会定例会招集の告示(107)……………3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(108)……………3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(109)……………4
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示(110)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区

- 域変更及び供用開始の告示(111)……………4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(112)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(113)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(114)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(115)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(116)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(117)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用廃止の告示(118)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(119)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(120)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(121)……………5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(122)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(123)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(124)……………5
- 世田谷区自動車の臨時運行許可に関する施行細則に基づく臨時運行許可番号標の失効の告示(125)……………5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(126)……………5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(127)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(128)……………6
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(129)……………6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(130)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(131)……………6
- 都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人の指定の告示(132)……………6
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(133)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(134)……………6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(135)……………6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(136)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(137)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(138)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(139)……………7

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の変更の告示(140)……………7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(141)……………7
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(142)……………7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス事業者の指定の辞退の告示(143)……………7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス事業者の指定の辞退の告示(144)……………7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(145)……………7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(146)……………7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(147)……………7
- 建築基準法に基づく道路指定の告示(148)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(149)……………8
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(150)……………8

公 告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(4)……………8
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の原案の縦覧の公告(5)……………8
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(6)……………8
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(7)……………8
- 土地区画整理法に基づく東京都計画事業世田谷北部祖師谷六丁目土地区画整理事業個人施行者の換地処分をした旨の届出の公告(8)……………8
- 建築基準法に基づく建築協定書提出の公告(9)……………8

規 則(教)

- 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則(6)……………9

告 示(選)

- 公職選挙法に基づく令和2年3月1日現在における選挙人名簿の登録を行う日を定める告示(1)……………9

告 示(農)

- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(2)……………9

告 示(監)

- 地方自治法に基づく世田谷区監査基準の公表(2)……………9

規 則

次に掲げる規則を公布する。
令和2年2月10日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第7号

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第8号

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例施行規則(平成14年7月世田谷区規則第73号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 地域行政部を担任する副区長(以下「副区長」という。)

第18条第4項中「世田谷区電子計算組織の運営に関する規則」の次に「(平成16年4月世田谷区規則第47号)」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年10月世田谷区規則第80号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号を次のように改める。

(1) 地域行政部を担任する副区長(以下「副区長」という。)

第10条第2項本文中「世田谷区電子計算組織の運営に関する規則」の次に「(平成16年4月世田谷区規則第47号)」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和2年2月28日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第9号

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区規則第10号

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例(令和元年12月世田谷区条例第57号)第2条の規定の施行期日は、令和2年9月1日とする。

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例(令和元年12月世田谷区条例第56号)のうち世田谷区出張所設置条例(昭和40年3月世田谷区条例第2号)別表第2世田谷区奥沢まちづくりセンターの項の改正規定の施行期日は、令和2年3月23日とする。

訓令甲

◎世田谷区訓令甲第3号

庁 中 一 般
総 合 支 所
保 健 所
出 張 所
事 業 所

職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程(平成10年4月世田谷区訓令甲第20号)の一部を次のように改正する。

令和2年2月27日

世田谷区長 保坂展人

第2条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、任命権者は、特に必要があると認めるときは、職員の正規の勤務時間の割振りを次条に規定する休憩時間を除き、別に定める時限とすることができる。

第3条第1項ただし書中「性質」の次に「等」を加える。

附則

この訓令は、令和2年2月28日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第4号

庁 中 一 般
総 合 支 所
保 健 所
出 張 所
事 業 所

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成10年4月世田谷区訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

令和2年2月27日

世田谷区長 保坂展人

第4条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、任命権者は、特に必要があると認めるときは、職員の正規の勤務時間の割振りを次条に規定する休憩時間を除き、別に定める時限とすることができる。

第5条第1項ただし書中「性質」の次に「等」を加える。

附則

この訓令は、令和2年2月28日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第96号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年2月3日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 12-D042-01
- 2 変更の区間 世田谷区三宿一丁目39番16
- 3 変更の区域 延長 13.68メートル 幅員 1.09メートル 面積 14.96平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年2月3日

◎世田谷区告示第97号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年2月5日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 11-D012-03
- 2 変更の区間 世田谷区代沢二丁目124番5の内
- 3 変更の区域 延長 5.44メートル 幅員 0.66メートルから 0.69メートルまで 面積 3.68平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年2月5日

◎世田谷区告示第98号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年2月5日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区代沢三丁目179番1の内から179番3の内まで
- 3 変更の区域 延長 24.60メートル 幅員 0.62メートルから 0.65メートルまで 面積 15.62平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年2月5日

◎世田谷区告示第99号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年2月5日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号

(1) 41-41
 (2) 28-1
 2 変更の区間
 (1) 世田谷区東玉川一丁目155番8の内から155番6の内まで
 (2) 世田谷区東玉川一丁目155番8の内
 3 変更の区域
 (1) 延長 20.36メートル
 幅員 0.16メートルから
 0.18メートルまで
 面積 3.58平方メートル
 (2) 面積 1.22平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和2年2月5日

◎世田谷区告示第100号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和2年2月5日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和2年2月5日
 世田谷区長 保坂展人
 1 認定番号
 28-1
 2 変更の区間
 世田谷区宇奈根一丁目425番5の内
 3 変更の区域
 延長 11.64メートル
 幅員 0.11メートルから
 0.13メートルまで
 面積 1.44平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和2年2月5日

◎世田谷区告示第101号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和2年2月6日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和2年2月6日
 世田谷区長 保坂展人
 1 認定番号
 28-1
 2 変更の区間
 世田谷区大蔵五丁目2864番34
 3 変更の区域
 延長 11.62メートル
 幅員 0.17メートルから
 0.30メートルまで
 面積 2.80平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和2年2月6日

◎世田谷区告示第102号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2項の規定によ

り告示する。
 令和2年2月7日
 世田谷区長 保坂展人
 1 事業所の名称
 グループホーム
 たきやま
 2 事業所の所在地
 東京都東久留米
 市前沢五丁目25
 番14号
 3 事業者の名称
 社会福祉法人マ
 ザアス
 4 廃止届受理年月日
 令和2年1月29
 日
 5 サービスの種類
 認知症対応型共
 同生活介護及び
 介護予防認知症
 対応型共同生活
 介護

◎世田谷区告示第103号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和2年2月7日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和2年2月7日
 世田谷区長 保坂展人
 1 指定番号
 22-G097
 2 変更の区間
 世田谷区上北沢五丁目1293番11
 3 変更の区域
 延長 17.95メートル
 幅員 0.63メートル
 面積 11.40平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和2年2月7日

◎世田谷区告示第104号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。
 この関係図面は、令和2年2月10日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和2年2月10日
 世田谷区長 保坂展人
 1 認定番号
 36-5
 2 変更の区間
 世田谷区野沢二丁目72番11の内
 3 変更の区域
 延長 1.82メートル
 幅員 2.33メートルから
 2.36メートルまで
 面積 4.29平方メートル

◎世田谷区告示第105号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。
 この関係図面は、令和2年2月10日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和2年2月10日

世田谷区長 保坂展人
 1 認定番号
 (1) 40-1
 (2) 28-1
 2 供用開始の区間
 (1) 世田谷区祖師谷六丁目1番33の内から5番9地先無番まで
 (2) 世田谷区祖師谷六丁目736番25の内から736番24の内まで
 3 供用開始の区域
 (1) 延長 18.16メートル
 幅員 1.41メートルから
 1.42メートルまで
 面積 25.62平方メートル
 (2) 延長 11.41メートル
 幅員 0.00メートルから
 0.62メートルまで
 面積 3.79平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和2年2月10日

◎世田谷区告示第106号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。
 この関係図面は、令和2年2月10日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和2年2月10日
 世田谷区長 保坂展人
 1 認定番号
 R元-1
 2 供用開始の区間
 世田谷区祖師谷六丁目736番24の内から1番53の内まで
 3 供用開始の区域
 延長 104.55メートル
 幅員 6.00メートルから
 6.70メートルまで
 面積 641.51平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和2年2月10日

◎世田谷区告示第107号
 令和2年第1回世田谷区議会定例会を下記により招集する。
 令和2年2月10日
 世田谷区長 保坂展人
 記
 1 招集する年月日
 令和2年2月19日(水)午後1時
 2 招集する場所
 世田谷区議会
 議場

◎世田谷区告示第108号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和2年2月10日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和2年2月10日
 世田谷区長 保坂展人
 1 認定番号
 28-1

2 変更の区間
世田谷区八幡山三丁目209番47の内
3 変更の区域
延長 8.98メートル
幅員 0.16メートルから
0.17メートルまで
面積 1.54平方メートル
4 供用開始の期日
令和2年2月10日

◎世田谷区告示第109号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年2月10日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
 - (1) 12-G135
 - (2) 12-G135
- 2 変更の区間
 - (1) 世田谷区上馬二丁目2番1から2番5まで
 - (2) 世田谷区上馬二丁目2番12から2番22まで
- 3 変更の区域
 - (1) 延長 36.42メートル
幅員 0.91メートルから
1.87メートルまで
面積 46.10平方メートル
 - (2) 延長 12.47メートル
幅員 0.83メートルから
0.88メートルまで
面積 10.65平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年2月10日

◎世田谷区告示第110号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和2年2月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第2839号
- 2 指定年月日 令和2年2月10日
- 3 指定の位置 世田谷区喜多見四丁目3399番8
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 17.57メートル
- 6 申請者氏名 ミニスト株式会社
代表取締役 早川 圭介

◎世田谷区告示第111号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年2月12日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月12日
世田谷区長 保坂展人
1 認定番号
28-1
2 変更の区間
世田谷区奥沢二丁目493番3地先無番から494番3地先無番まで
3 変更の区域
延長 47.80メートル
幅員 0.54メートル
面積 26.08平方メートル
4 供用開始の期日
令和2年2月12日

◎世田谷区告示第112号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和2年2月12日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-G018
- 2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区奥沢二丁目494番3地先無番から497番15地先無番まで
(新) 世田谷区奥沢二丁目493番2地先無番から497番15地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和2年2月12日

◎世田谷区告示第113号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和2年、2月13日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 変更の区間
世田谷区北沢三丁目938番4の内
- 3 変更の区域
延長 9.23メートル
幅員 1.10メートルから
1.12メートルまで
面積 11.44平方メートル

◎世田谷区告示第114号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年2月13日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区弦巻二丁目139番2の内から139番27の内まで
3 変更の区域
延長 16.45メートル
幅員 0.10メートルから
0.14メートルまで
面積 1.99平方メートル
4 供用開始の期日
令和2年2月13日

◎世田谷区告示第115号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年2月13日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区若林三丁目119番7の内
- 3 変更の区域
延長 4.69メートル
幅員 0.63メートル
面積 2.97平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年2月13日

◎世田谷区告示第116号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和2年2月13日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区若林三丁目119番7の内
- 3 変更の区域
延長 0.20メートル
幅員 0.63メートル
面積 0.12平方メートル

◎世田谷区告示第117号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年2月14日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区松原一丁目1771番10の内
- 3 変更の区域
面積 0.44平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年2月14日

◎世田谷区告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を廃止する。

この関係図面は、令和2年2月14日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更により廃止する区間
世田谷区松原一丁目1771番10の内
- 3 変更により廃止する区域
面積 0.26平方メートル
- 4 供用廃止の期日
令和2年2月14日

◎世田谷区告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年2月14日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区給田三丁目931番2から931番3の内まで
- 3 変更の区域
延長 20.55メートル
幅員 0.72メートルから
1.24メートルまで
面積 18.89平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年2月14日

◎世田谷区告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和2年2月14日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 変更の区間
世田谷区大蔵五丁目12番2の内
- 3 変更の区域
延長 11.44メートル
幅員 0.00メートルから
2.31メートルまで
面積 18.89平方メートル

◎世田谷区告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年2月17日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢四丁目38番1の内から39番1の内まで
- 3 変更の区域
延長 17.28メートル
幅員 0.63メートル
面積 11.00平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年2月17日

◎世田谷区告示第122号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年2月17日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
32-D111-03
- 2 変更の区間
世田谷区深沢四丁目34番4の内
- 3 変更の区域
延長 18.15メートル
幅員 0.08メートルから
0.10メートルまで
面積 1.76平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年2月17日

◎世田谷区告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年2月17日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
45-2
- 2 変更の区間
世田谷区弦巻二丁目36番27の内
- 3 変更の区域
延長 10.27メートル
幅員 0.12メートルから
0.13メートルまで
面積 1.26平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年2月17日

◎世田谷区告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年2月17日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区三軒茶屋一丁目69番8の内
- 3 変更の区域
延長 10.71メートル
幅員 0.04メートルから
0.18メートルまで
面積 1.18平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年2月17日

◎世田谷区告示第125号

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条の規定に基づき許可貸与した次の臨時運行許可番号標は、回収不能によりこれを失効としたので、世田谷区自動車の臨時運行許可に関する施行細則（平成4年7月世田谷区規則第86号）第9条の規定に基づき告示する。

令和2年2月18日

世田谷区長 保坂展人
回収不能によるもの

世田谷総合支所許可分

品川61-60 品川69-11

北沢総合支所許可分

品川67-31 品川67-32

品川67-35 品川67-37

品川67-40 品川67-46

品川85-65

◎世田谷区告示第126号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年2月18日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
43-G142
- 2 変更の区間
世田谷区砧七丁目29番35の内
- 3 変更の区域
延長 9.28メートル
幅員 0.63メートル
面積 5.89平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年2月18日

◎世田谷区告示第127号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和2年2月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
23-G079

2 廃止する起終点
世田谷区桜丘四丁目3319番1地先
無番から3319番1地先無番まで
3 廃止の期日
令和2年2月20日

◎世田谷区告示第128号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年2月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年2月20日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上馬四丁目33番17
- 3 変更の区域
延長 5.77メートル
幅員 0.23メートル
面積 1.35平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年2月20日

◎世田谷区告示第129号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。
令和2年2月20日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第130号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年2月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年2月20日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
31-D491-02
- 2 変更の区間
世田谷区桜新町一丁目451番6の内から451番5の内まで
- 3 変更の区域
延長 37.98メートル
幅員 0.35メートルから
0.93メートルまで
面積 27.46平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年2月20日

◎世田谷区告示第131号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年2月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月20日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
34-19
- 2 変更の区間
世田谷区松原五丁目373番36
- 3 変更の区域
延長 5.80メートル
幅員 0.27メートルから
0.31メートルまで
面積 1.68平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年2月20日

◎世田谷区告示第132号

都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第118条第1項の規定により、都市再生推進法人を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。
令和2年2月21日
世田谷区長 保坂展人

- 1 名称
一般社団法人二子玉川エリアマネジメンツ
- 2 住所
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
- 3 事務所の所在地
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

◎世田谷区告示第133号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。
令和2年2月21日
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
ケアプランひより
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区東玉川一丁目40番9号シャトレ田園調布202号
- 3 事業者の名称
株式会社トラスト・ワン
- 4 指定年月日
令和2年3月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第134号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年2月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年2月25日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢六丁目53番1地先無番
- 3 変更の区域
延長 24.65メートル
幅員 1.45メートル
面積 35.79平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年2月25日

◎世田谷区告示第135号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。
この関係図面は、令和2年2月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年2月25日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-G037
- 2 一部を廃止する起終点
(旧)世田谷区奥沢六丁目55番1地先無番から53番3地先無番まで
(新)世田谷区奥沢六丁目53番16地先無番から53番3地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和2年2月25日

◎世田谷区告示第136号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。
この関係図面は、令和2年2月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年2月25日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-G037-01
- 2 指定する起終点
世田谷区奥沢六丁目55番1地先無番
- 3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第137号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年2月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年2月25日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区羽根木二丁目1821番6の内
- 3 変更の区域
延長 13.62メートル
幅員 0.62メートルから
0.75メートルまで
面積 9.64平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年2月25日

◎世田谷区告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年2月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年2月25日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区鎌田一丁目188番14の内
- 3 変更の区域
延長 13.09メートル
幅員 0.14メートルから
0.19メートルまで
面積 2.35平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年2月25日

◎世田谷区告示第139号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年2月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年2月25日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代田一丁目399番22の内
- 3 変更の区域
延長 6.85メートル
幅員 1.68メートルから
2.11メートルまで
面積 13.37平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年2月25日

◎世田谷区告示第140号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第3項の規定による変更の届出があったので、世田谷区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年3月世田谷区規則第25号）第8条第1項の規定により告示する。
令和2年2月26日
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称
社会福祉法人藍
- 2 主たる事務所の所在地
東京都世田谷区若林五丁目2番9号
- 3 事業所の名称
コンシェルジュ藍
- 4 事業所の所在地
(変更前) 東京都世田谷区若林五丁目25番16号 URBAN HEIGHTS 若林 Part II 213号室
(変更後) 東京都世田谷区野沢一丁目25番3号 グランルミス

三軒茶屋301号

- 5 事業所番号
1331204238
- 6 事業の種類
特定相談支援事業
- 7 事業の主たる対象者
知的障害者及び精神障害者
- 8 変更の年月日
令和元年12月1日

◎世田谷区告示第141号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年2月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年2月26日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
13-D334-03
- 2 変更の区間
世田谷区下馬六丁目46番11の内
- 3 変更の区域
延長 13.38メートル
幅員 0.62メートルから
0.65メートルまで
面積 8.53平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年2月26日

◎世田谷区告示第142号
介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。
令和2年2月27日
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
桜十字ケアプランセンター世田谷八幡山
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区粕谷四丁目20番18号 幸栄マンション301号室
- 3 事業者の名称
株式会社桜十字
- 4 指定年月日
令和2年3月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第143号
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の8の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定の届出があったので、同法第78条の11第3号の規定により告示する。
令和2年2月27日
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
永楽苑ユニット
型きよらか
- 2 事業所の所在地
秋田県北秋田市上杉字金沢162番地1
- 3 事業者の名称
社会福祉法人秋田県民生協会
- 4 サービスの種類
地域密着型介護

老人福祉施設入所者生活介護

◎世田谷区告示第144号
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の8の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定の届出があったので、同法第78条の11第3号の規定により告示する。
令和2年2月27日
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
地域密着型介護老人福祉施設
桜楓苑
- 2 事業所の所在地
埼玉県幸手市平須賀二丁目225番地
- 3 事業者の名称
社会福祉法人幸和会
- 4 サービスの種類
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

◎世田谷区告示第145号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年2月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年2月27日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区松原一丁目1801番6の内
- 3 変更の区域
延長 22.60メートル
幅員 0.18メートル
面積 4.20平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年2月27日

◎世田谷区告示第146号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年2月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年2月27日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-D431-01
- 2 変更の区間
世田谷区松原一丁目1801番6の内
- 3 変更の区域
延長 16.81メートル
幅員 0.38メートルから
0.39メートルまで
面積 6.57平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年2月27日

◎世田谷区告示第147号

世田谷区公報

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年2月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区喜多見四丁目3513番6
3 変更の区域 延長 40.54メートル 幅員 0.62メートルから0.63メートルまで 面積 25.44平方メートル
4 供用開始の期日 令和2年2月27日

◎世田谷区告示第148号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和2年2月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第159号
2 指定年月日 令和2年2月27日
3 指定する道路の種別 都市計画法（昭和43年法律第100号）による道路
4 指定する道路の区域 世田谷区上祖師谷四丁目1156番16の内から上祖師谷六丁目854番1の内まで
5 指定する道路の延長 162.54メートル
6 指定する道路の幅員 16.00メートルから16.02メートル

◎世田谷区告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年2月28日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 供用開始の区間 世田谷区南烏山一丁目101番3地先無番
3 供用開始の区域 延長 50.69メートル 幅員 0.63メートルから2.62メートルまで 面積 112.39平方メートル

- 4 供用開始の期日 令和2年2月28日

◎世田谷区告示第150号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和2年2月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 アトリエ・ガラパゴスデイサービス
2 事業所の所在地 東京都中央区東日本橋三丁目2番4号八光ビル6階
3 事業者の名称 株式会社アトリエ・ガラパゴス
4 指定年月日 令和2年2月1日
5 サービスの種類 地域密着型通所介護

公 告

◎世田谷区公告第4号

開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年2月13日

世田谷区長 保坂展人

Table with 2 columns: 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 2 許可を受けた者の住所及び氏名. Content: 東京都世田谷区大蔵三丁目97番1の一部5000番28, 東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号, 東京都住宅供給公社 理事長 中井 敬三

◎世田谷区公告第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第18条第1項の規定に基づき、地区計画の原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和2年2月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区計画の種類及び名称 東京都市計画地区計画上用賀一丁目地区地区計画
2 地区計画を定める土地の区域 世田谷区上用賀一丁目、上用賀二丁目、上用賀三丁目及び上用賀四丁目各地内
3 地区計画の原案の縦覧場所 世田谷区玉川総合支所街づくり課
4 縦覧期間 令和2年2月14日から同年2月28日まで

- 5 意見書の提出期間 令和2年2月14日から同年3月6日まで
6 意見書の提出先 世田谷区玉川総合支所街づくり課

◎世田谷区公告第6号

開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年2月17日

世田谷区長 保坂展人

Table with 2 columns: 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 2 許可を受けた者の住所及び氏名. Content: 東京都世田谷区瀬田一丁目944番4, 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号, 野村不動産株式会社 代表取締役 宮嶋 誠一

◎世田谷区公告第7号

開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関するI工事は、完了した。

令和2年2月19日

世田谷区長 保坂展人

Table with 2 columns: 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 2 許可を受けた者の住所及び氏名. Content: 東京都世田谷区粕谷三丁目11番1, 11番13, 11番14, 11番15, 11番16, 11番17, 11番18, 11番19, 11番20, 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号, 株式会社オープンハウス・ディベロップメント 代表取締役 福岡 良介

◎世田谷区公告第8号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により東京都市計画事業世田谷北部祖師谷六丁目土地区画整理事業個人施行者野島すみ江より換地処分をした旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月20日

世田谷区長 保坂展人

◎世田谷区公告第9号

建築協定書の提出があったことについて

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定に基づき次のとおり公告し、関係人の縦覧に供する。なお、本協定に異議のある者は、文書をもって区長に申し出ることができる。

令和2年2月21日

世田谷区長 保坂展大

1 名称

世田谷区桜丘3丁目松が根建築協定

2 目的

建築物の敷地、位置、構造、用途、設備、形態及び意匠に関する基準を定め、緑豊かで良好な住環境の保全及び向上を図ることによって、区域住民が将来ともに生き生きと安心して暮らせる環境づくりを目指すことを目的とする。

3 建築協定区域(地名地番)

東京都世田谷区桜丘三丁目2711番8、9、11、14、16及び20

4 建築協定区域隣接地の区域(地名地番)

東京都世田谷区桜丘三丁目2710番4並びに2711番13、15、19、22、34及び35

5 縦覧期間

令和2年2月21日から同年3月23日まで

6 縦覧の場所

世田谷区世田谷総合支所街づくり課

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により令和2年3月1日現在における選挙人名簿の登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第1項の規定により告示する。

令和2年2月14日

世田谷区選挙管理委員会

登録を行う日 令和2年3月2日

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第2号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第31回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和2年2月20日

世田谷区農業委員会会長

高橋昌規

1 開催日時 令和2年2月28日(金)

午後3時

2 開催場所 三軒茶屋分庁舎5階会議室

3 審議事項

(1) 第1号議案 農地法に基づく許可

申請について

(2) 第2号議案 農地法に基づく転用

届出について

(3) 第3号議案 その他の事項について

告 示 (監)

◎世田谷区監査委員告示第2号

世田谷区監査基準を定めたので、地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)による改正後の地方自治法(昭和22年法律第67号)第198条の4第3項の規定の例により、公表する。

令和2年2月17日

世田谷区監査委員 萩原賢一

同 阿部能章

同 山口裕久

同 津上仁志

規 則 (教)

次に掲げる規則を公布する。

令和2年2月10日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第6号

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則(令和元年10月世田谷区教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

スクール・サポート・スタッフ	区立の小・中学校の教員の業務(管理職の業務並びに児童及び生徒の指導に関する業務を除く。)のうち、委員会が補助させる必要があると認めたこと。
----------------	---

別表第2に次のように加える。

スクール・サポート・スタッフ	別表第1に掲げるスクール・サポート・スタッフの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
----------------	---

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

世田谷区監査基準

令和2年2月13日
監査委員決定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第198条の3第1項の監査基準であって、法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)の規定に基づき、世田谷区監査委員(以下「監査委員」という。)が行うこととされる監査、検査、審査その他の行為に関し、監査委員がよるべき基本的な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この基準は、法及び健全化法の規定により監査委員が行うこととされる監査、検査、審査その他の行為のうち次に掲げるものに適用する。

- (1) 定期監査 法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- (2) 随時監査 法第199条第1項、第2項及び第5項の規定による監査
- (3) 財政援助団体等監査 法第199条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定による監査
- (4) 工事監査 区の施行に係る建築、土木その他の工事を対象とする随時監査
- (5) 例月出納検査 法第235条の2第1項の規定による検査及びこれに合わせた随時監査
- (6) 決算等審査 法第233条第2項及び法第241条第5項の規定による審査並びにこれに合わせた随時随時監査
- (7) 健全化判断比率審査 健全化法第3条第1項の規定による審査

2 監査委員は、法の規定により監査委員が行うこととされる監査、検査、審査その他の行為のうち前項各号に掲げるもの(以下「監査等」という。)以外のものについては、法の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み実施するものとする。

(監査等の目的)

第3条 監査等は、区の行財政運営の適正性及び透明性の向上に寄与し、もって、区政への信頼の確保に資することを目的とする。

(監査等の観点)

第4条 監査等の観点は、次に掲げる種類に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) 定期監査 財務その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令

に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(2) 随時監査 前号に規定する事項

(3) 財政援助団体等監査 区が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、区が出資している団体、区が借入金元金又は利子の支払を保証している団体、区が受益権を有する信託の受託者及び区が公の施設を管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること及び第1号に規定する事項

(4) 工事監査 区の施行に係る建築、土木その他の工事に關する第1号に規定する事項

(5) 例月出納検査 会計管理者の現金の出納事務が正確に行われていること及び第1号に規定する事項

(6) 決算等審査 決算その他の関係書類が法令に適合し、かつ正確であること及び基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

(7) 健全化判断比率審査 健全化判断比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。

第2章 一般基準

(倫理規範)

第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準に則りその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度及び公正な注意)

第6条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払いその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第7条 監査委員は、区の財務管理、事業の経営管理その他の行政運営に關し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

(質の管理)

第8条 監査委員は、この基準に則り、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとし、そのためには、世田谷区監査事務局(以下「事務局」という。)の職員を適切に指揮し、及び監督するものとする。

2 監査委員は、事務局の職員に対し、監査委員の職務がこの基準に則して

遂行されるよう、区の財務管理、事業の経営管理その他の行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(監査調書)

第9条 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠、結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書として作成し、保存するものとする。

第3章 実施基準

(監査計画)

第10条 監査委員は、監査等を効果的かつ効果的に実施するため、リスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)の内容及び程度、過去の監査等の結果、監査等の結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。

2 監査計画は、監査基本計画及び監査等の種類毎の実施計画とし、それぞれ次に掲げる事項を定める。

(1) 監査基本計画 監査等の基本方針、種類、時期等

(2) 実施計画 監査等の種類、対象、日程、実施体制、着重点等

3 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合とさ又は監査等の実施過程で新たな事実を発見したときは、必要に応じて適宜、監査計画を変更するものとする。

4 監査計画の策定及び変更は、監査委員の合議による。

(リスクの識別と対応)

第11条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第12条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況を斟酌するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第13条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効果的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

2 監査委員は、監査計画で定めるところにより、事務局の職員に命じ、又は、高度の専門的な知識若しくは技術を有する者に委託して、予備的な監査等を行わせることができる。

3 監査委員は、監査等の実施に際しては、あらかじめ、監査等の対象機関等に対し、監査等の種類、期日、場所等を通知するものとする。ただし、緊急を要し、通知をする時間的余裕がないときは、この限りでない。

4 監査委員は、監査等の実施に当たっては、情報通信技術の積極的な活用を努めるものとする。

5 監査等の実施過程は、公開しない。

(監査等の証拠入手)

第14条 監査委員は、監査等の結果を形成するために必要かつ十分な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じたとき又は新たな事実を発見したときは、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(監査等の有機的な連携及び調整)

第15条 監査委員は、監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(他者情報の活用)

第16条 監査委員は、区長等が行う監査等に類似する調査、指導等について、必要に応じて、情報を収集し、これを活用することによって、効果的かつ効果的な監査等の実施に努めるものとする。

第4章 報告基準

(監査結果の報告等の作成及び提出)

第17条 監査委員は、定期監査、随時監査、財政援助団体等監査及び工事監査に係る監査の結果に関する報告(以下「監査結果の報告」という。)を作成し、法第199条第9項の規定により区議会、区長及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、法第199条第10項の規定により、監査結果の報告に係えて区の組織及び運営の合理化に資するための意見を提出することができる。

3 監査委員は、法第199条第11項の規定により、監査結果の報告のうち特に必要があると認めると認める事項について必要な措置を講ずべきことを報告することができる。

4 監査委員は、例月出納帳査の結果に関する報告を作成し、法第235条の2第3項の規定により区議会及び区長に提出するものとする。

5 監査委員は、決算等審査及び健全化判断比率審査を終了したときは、区長に意見を提出するものとする。

(監査結果の報告等への記載事項)

第18条 監査委員は、監査結果の報告等には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、監査等の種類及び内容により必要がないと認めるときは、第4号及び第5号に規定する事項を省略することができる。

- (1) この基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果
- (7) 前各号に掲げるもののほか、監査委員が必要と認める事項

2 監査委員は、前項第6号の監査等の結果には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 監査等の種類に応じ、重要な点において第4条各号に定める事項が認められるとき又は認められないときは、それぞれその旨
 - (2) 是正又は改善が必要である事項を認めるときは、その内容
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、監査委員が必要と認める事項
- 3 監査委員は、前項第2号に規定する事項を記載するに当たっては、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第19条 次に掲げる事項は、監査委員の合議による。

- (1) 監査結果の報告の決定
 - (2) 監査結果の報告に係る意見の決定
 - (3) 監査結果の報告に係る勧告の決定
 - (4) 決算等審査に係る意見の決定
 - (5) 健全化判断比率審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査結果の報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項があるときは、法第199条第13項の規定により、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を区議会、区長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに、これを公表するものとする。

(監査結果の公表)

第20条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査結果の報告の内容
- (2) 監査結果の報告に係る意見の内容

(3) 監査結果の報告に係る勧告の内容
(措置状況の公表等)

第21条 監査委員は、監査結果の報告を提出した者から措置の内容の通知を受けたときは、法第199条第14項の規定により、当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査結果の報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けたときは、法第199条第15項の規定により、当該措置の内容を公表するものとする。

3 監査委員は、監査結果の報告を提出した者及び監査結果の報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めよう努めるものとする。

(公表方法)

第22条 第19条第2項、第20条並びに前条第1項及び第2項の規定による公表は、区役所の門前掲示場への掲示により行う。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。